

とよはししりつ とくべつしえんがっこう  
豊橋市立くすのき特別支援学校  
こうとうぶさんぎょうか せいとこころえ  
高等部産業科 生徒心得

とよはししりつ とくべつしえんがっこうせいと じかく いちにちいちにち たいせつ がっこう  
豊橋市立くすのき特別支援学校生徒であることを自覚し、一日一日を大切にされた学校  
せいかつ おく せいとこころえ まも しゅうだん いちいん こうどう ところ  
生活を送るためにこの生徒心得を守り、集団の一員として行動するよう心がけましょう。

1 がくしゅう  
学習

- (1) じゅぎょう たいせつ しぎょう あいず きょうしつない ちやくせき じゅぎょう じゅんび  
授業を大切に、始業の合図までには教室に着席し、授業の準備をする。
- (2) かてい がくしゅう けいかく たてて じしゆてき せつきよくてき おこな  
家庭学習は計画を立てて、自主的・積極的に行う。

2 しゅつげっせき  
出欠席

- (1) せいとう りゆう けつせき ちこく そうたい  
正当な理由なく、欠席・遅刻・早退をしない。
- (2) びょうき など で やむ を 得ず 欠席・遅刻する場合は、ぜんじつ ある いは とうじつ がっこう ほごしや が  
病気などでやむを得ず欠席・遅刻する場合は、前日あるいは当日学校に保護者が  
でんわ れんらく  
電話連絡をする。
- (3) そうたい ばあい りゆう たんにん もう で  
早退の場合は、その理由を担任に申し出る。
- (4) とうこう から げこう まで せんせい きよか こうがい で  
登校してから下校するまで、先生の許可なく校外に出ない。
- (5) しゅうしよくかつどう とうちやう みと じゆう じゅぎょう か ばあい けつせき  
就職活動など、校長が認めた事由により授業を欠いた場合には欠席としない。

3 こうつうあんぜん  
交通安全

- (1) ルールとマナー
  - こうつう まも こうつう いはん じこ きを つ  
交通ルールを守り、交通違反や事故のないように気を付ける。
  - でんしや こうきやうこうつう きかん りやうじ りゆうい  
電車やバスなどの公共交通機関利用時はエチケットに留意する。
- (2) 通学経路
  - がっこう とど で つうがくろ とうげこう  
学校に届け出をした通学路で登下校する。
  - つうがくけいろ ぞ きんきゆうひなんじよ こ ばん いえ はあく ひじょうじたい そな  
通学経路沿いにある緊急避難所や子ども110番の家を把握し非常事態に備える。
- (3) 自転車通学
  - じてんしゃつうがくしや じてんしゃつうがくとどけおよ じてんしゃてんけんひやう ていしゆつ きよか え  
自転車通学者は自転車通学届及び自転車点検表を提出して許可を得る。
  - じてんしゃつうがくしや ていきでき じてんしゃてんけん じっし  
自転車通学者は定期的に自転車点検を実施する。
  - じてんしゃうんでんじ かなら ちやくよう  
自転車運転時は必ずヘルメットを着用する。
  - うでんじ ちやくよう かさ しやう  
雨天時はレインコートを着用し、傘は使用しない。
  - ちゅうりんじ かなら せじやう  
駐輪時は必ず施錠をする。
  - じてんしゃあんぜんりやうごそく したが うんでん  
自転車安全利用五則に従って運転する。
  - じてんしゃそんがいばいしやうほけん かにゆう  
自転車損害賠償保険に加入する。
  - じてんしゃ で じてんしゃ きんし  
自転車は、スピードが出るスポーツタイプの自転車は禁止とする。

つうがくようじてんしゃ ひっすようひん  
通学用自転車の必須用品（8点）

アップまたはフラットハンドル・タイヤカバー・チェーンカバー  
にだい 荷台 ・ まえ 前かご ・ ライト ・ はんしゃばん 反射板 ・ ベル

じてんしゃあんぜんりようごそく  
自転車安全利用五則

- 1 じてんしゃ 自転車はしゃどう 車道がげんそく 原則、ほどう 歩道はれいがい 例外である。
- 2 しゃどう 車道はひだりがわ 左側をそうこう 走行する。
- 3 しゃどう 車道がきけん 危険な場合はぼあい 歩道をそうこう 走行できるが、しゃどうよ 車道寄りやそうこう 走行する。  
ほこうしゃ 歩行者がいる場合はじょこう 徐行またはじてんしゃ 自転車からお 降りる。
- 4 あんぜん 安全ルールをまも 守る。
  - ・ ふたりの 二人乗り、へいれつそうこう 並列走行のきんし 禁止
  - ・ やかん 夜間はライトをてんとう 点灯
  - ・ こうさてん 交差点でのしんごうじゅんしゅ 信号遵守といちじていし 一時停止・あんぜんかくにん 安全確認
- 5 ヘルメットを着用する。

4 しょじひん 所持品

- (1) 所持品には必ず氏名を明記する。
- (2) 学校での学習及び特別活動に必要な物品は登校の際に所持しない。  
(多額の現金、携帯音楽プレイヤー、ゲーム機器、雑誌類、菓子類)
- (3) 金銭は定期乗車券紛失時に対応できる運賃ならびに公衆電話代を所持する。
- (4) 貴重品の所持に十分注意し、学校滞在時は担任に預ける。
- (5) 携帯電話を所持する場合は、生徒指導部の講座を受け、携帯電話許可願を提出する。登下校時の連絡手段としてのみ使用を認める。家庭で使用する場合はガイドラインをまも 守る。

たんにん あず きちょうひん  
担任に預ける貴重品

さいふ 財布 げんきん 現金 ていきけん 定期券 けいたいでんわ 携帯電話 うでどけい 腕時計 (必要な場合)

## 携帯電話・スマートフォン等の利用についてのガイドライン

- 1 午後10時から翌朝6時までは、友人とのメール交換・ラインなどのSNSへの書き込み・投稿をしない。
- 2 学校内での利用は学校のルールに基づいて行い、家庭内での利用は各家庭のルールに基づいて行う。
- 3 自転車乗車中、歩行中は利用せず、電車・バス内は公共モラルを守る。
- 4 人の心を傷つけるメールや書き込みをしない。
- 5 有害情報サイトへのアクセスはしない。

平成26年2月 東三河地区高P連・東三河地区公立高等学校長会

## くすのき特別支援学校の携帯スマホルール

- 1 メールやSNSで名前や顔写真など個人が特定できる情報を載せない。
- 2 メールやSNSでその場にいない友達の話題をしない。
- 3 メールやSNSを使って会ったことのない人と個別に連絡をとらない。

## 5 身だしなみ

### (1) 服装

- 登下校時は制服を着用する。
- シャツの裾は、ズボンまたはスカートに入れる。  
ズボンは腰以上の位置ではき、ベルトを締める。  
スカート丈はひざ丈とする。
- 体操服、作業服は、本校指定のものを着用する。
- 衣替えは、その時期の気候により柔軟に対応する。
- 冬場の登下校時は防寒着（手袋、コート、マフラー）の着用を認める。
- 冬場の屋外授業ではウィンドブレーカーの着用を認める。

### (2) 頭髪

- 常に清潔に保つとともに、パーマ、脱色及び染色（特別な理由がある場合を除く）はしない。
- 授業や作業などで支障が出る場合ゴムなどでまとめる。

### (3) 化粧等

- 化粧、マニキュア、ピアス、ネックレス、指輪、腕輪など体の装飾はしない。

## 6 外出

- (1) 制服着用時は生徒確認カードを携帯し本校生徒としての身分を明らかにする。
- (2) 外出時は、行き先、同行者、帰宅時間を告げ、保護者の許可を得る。
- (3) 夜間の外出や外泊はしない。
- (4) ゲームセンター、カラオケ等の娯楽施設の出入りは保護者の許可を得る。

## 7 生活態度

- (1) 友達同士で金銭及び私物等の貸し借りはしない。
- (2) 飲酒、喫煙、シンナー、及び危険ドラッグなど薬物乱用行為は絶対に行わない。
- (3) 近隣の方には自分から進んで挨拶したり会釈したりするよう心がける。
- (4) 家庭では規則正しい生活習慣に努める。
- (5) 携帯電話番号や住所等の個人情報をもやみに教えない。
- (6) 学校外で知り合った人が運転する車やオートバイに乗らない。

## 8 特別な指導

学校生活及び家庭生活においてルールが守れなかったり、友人とのトラブル等の問題行動が認められたりした場合は、特別な指導を実施する(特別指導)。特別指導では一定期間、学級を離れて個別に指導を実施する場合もある。

## 9 その他

- (1) アルバイトは禁止する。
- (2) 在学中の運転免許(原動機付自転車、自動車、自動二輪車)取得は認めない。

生徒心得に書かれていること以外で何か質問があれば

生徒指導部へ連絡してください。